

○特定工場等に係る騒音、振動の規制基準

(1) 騒音 (dB)

	法令の区分		時間の区分			
	騒音規制法	県条例	朝	昼間	夕	夜間
区域の区分	(対象時刻)		6~8	8~18	18~21	21~6
	第1種区域	第1種区域	40	50	40	40
	第2種区域	第2種区域	50	55	50	45
	(対象時刻)		6~8	8~20	20~22	22~6
	第3種区域	第3種区域	60	65	60	50
	第4種区域	第4種区域	65	70	65	60

- 注 1 第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する学校・病院等の敷地の周囲概ね50mの区域内は、当該数値から5dBを減じた値とする。
 2 条例では、工場等が他の区域に隣接する場合で、当該工場の属する区域の基準値が、当該隣接する区域の基準値より大きいときは、当該工場等と当該隣接する区域と接する部分に限り、当該工場等に適用する基準は当該隣接する区域の基準値とする。
 3 規制基準値は、特定工場等の敷地境界線における値である。

(2) 振動 (dB)

	法令の区分		時間の区分	
	振動規制法	県条例	朝	夜間
区域の区分	(対象時刻)		8~19	19~8
	第1種区域	第1種区域	60	55
		第2種区域		
	(対象時刻)		8~20	20~8
	第2種区域	第3種区域	65	60
		第4種区域		

- 注 1 法律では、学校・病院等の敷地の周囲概ね50mの区域内は、当該数値から5dBを減じた値とする。
 2 条例では、工場等が他の区域に隣接する場合で、当該工場の属する区域の基準値が、当該隣接する区域の基準値より大きいときは、当該工場等と当該隣接する区域と接する部分に限り、当該工場等に適用する基準は当該隣接する区域の基準値とする。
 3 規制基準値は、特定工場等の敷地境界線における値である。

○特定建設作業に係る騒音、振動の規制基準

規制種別	基準値(dB)	作業禁止時間帯		※一日の作業時間		作業期間	作業禁止日
		①	②	①	②		
騒音	8 5	午後7時 ~午前7 時	午後10 時~午前 6時	10時間/ 日を超え ないこと	14時間/ 日を超え ないこと	連続6日 以内	日曜日及び その他の休 日
振動	7 5						

- 注 1 基準値は、作業の場所の境界線における値である。
 2 基準値を超えている場合、1日の作業時間を4時間まで短縮できる。
 3 区域の区分①(第1号区域)とは
 ア 第1種区域
 イ 第2種区域
 ウ 第3種区域
 エ 第4種区域のうち、学校・病院等の敷地の周囲おおむね80mの区域をいう。
 4 区域の区分②(第2号区域)とは、指定地域のうち、第1号区域以外の区域をいう。
 5 騒音は、騒音規制法及び県条例(騒音)、振動は、振動規制法に基づく基準である。